

## 国有境内地問題

社寺境内地は地租改正時に官有地へ編入された。政府側の論理は社寺境内地はもともと国有であつて、版籍奉還と同様に土地の知行を取り上げたというものであつた<sup>1</sup>。一方、墳墓地は地方自治体の所有<sup>2</sup>となった。以後、国有境内地の「返還」をめぐる、政府側と寺院側の論争が長く続いた。

政府側の姿勢は父権主義的で、社寺境内地の公共性・公益性を意識したものであつた。これは耕地整理法<sup>3</sup>第3条で社寺境内地の耕地整理地区への編入を制限したこと、国有財産法(1921年)の審議に際して政府委員が国有であるために「私有地と違って課税され」<sup>4</sup>ず、「境内地を寺院に交付して貴重な財産を失うよりも安全」<sup>5</sup>と述べたことに顕著である。

この問題が帝都復興時に都市計画上の一大課題となった。焼失した既成市街地を区画整理するため、特別都市計画法<sup>6</sup>第3条は「...耕地整理法<sup>7</sup>第四十三条ノ規定ニ拘ラス」建物ある宅地を区画整理地区に編入できるとしたが、この特例に社寺境内地、墳墓地が含まれていなかったのである<sup>8</sup>。寺院側はこれを理由に区画整理への参加を拒んだが、その後、曲折を経て特別都市計画法区域内ニ於ケル寺院ノ国有境内地譲与等ニ関スル件<sup>9</sup>が寺院境内地と墳墓地の編入を認めた(第3条)<sup>10</sup>。

この問題が亡霊のように再出現したのは静岡大火の折であつた。当局は焼失した全23ヶ寺を郊外に移転<sup>11</sup>させ、それによって減歩率を抑えようとしたが、寺院側の激しい抵抗<sup>12</sup>に遭い、さらに市側が用意した公園墓地に従前と同じ面積の境内を割り当て、旧地に従前の半分の敷地を自由財産として確保し、移転費用を補助する<sup>13</sup>という譲歩案すら拒否され、結局、復興計画において公園や道路の用地とされた寺院は土地を任意に求めて移転し、それ以外の寺院は旧地に再建しても良いが、区画整理には同意するというで決着した<sup>14</sup>。市は2年後、「災害復興土地区画整理の本質に対応して急速に完成せしむる為めの要素」として「7.寺院境内地は耕法第四十三条に拘らず編入し得る様法の規程となすこと」<sup>15</sup>を挙げている。

こうした教訓が生かされたためか、戦後の特別都市計画法<sup>16</sup>第5条では特別都市計画事業として施行する土地区画整理においては先述した「耕地整理法第43条ノ規定」に定められた除外地を認許または

<sup>1</sup> 帝国議会衆議院、国有財産法案委員会議録第1回、1921年1月28日、p.7、河本発言。なお、この行での「国有」という用語は議事録中のものであり、現代でもそのまま通じるため用いたが、江戸時代で使用されていた訳ではない。

<sup>2</sup> 当初は、たとえば静岡では「札之辻町他百廿三町共有」という扱い。

<sup>3</sup> 1899年3月法律第82号

<sup>4</sup> 帝国議会衆議院、国有財産法案委員会議録第4回、1921年2月1日、p.1、西野発言。

<sup>5</sup> 帝国議会衆議院、国有財産法案委員会議録第1回、1921年1月28日、p.7、西野発言。

<sup>6</sup> 1923年12月法律第53号

<sup>7</sup> こちらは同名・既述の耕地整理法と異なり、1909年4月法律第30号。

<sup>8</sup> 福岡 峻治(1991)、東京の復興計画—都市再開発行政の構造』、日本評論社、1991年7月、pp.281-295。は寺院境内地の強制編入が実現されていくプロセスを描いている。

<sup>9</sup> 1925年3月法律第4号

<sup>10</sup> 羽貝正美(2007)、震災復興と都市空間の近代化—震災復興土地区画整理を手がかりに、都市問題、後藤新平生誕150周年記念、8月号特別増刊、後藤新平「大風呂敷」の実相、東京市政調査会、p.61。では「関東大震災時の特別都市計画法で寺院境内地の強制編入が認められていた」という趣旨の記述があるが、これは厳密には誤りである。

<sup>11</sup> 寺院の移転構想は早くも静岡新報1940年1月19日、「寺町の墓地と魚市場問題」に記されている。

<sup>12</sup> 静岡民友新聞1940年2月11日、「焼失寺院墓地移転 協議会纏らず(ママ)」

<sup>13</sup> 静岡新報1940年5月7日、「焼失二十二ヶ寺院の移転根本方針決定す」

<sup>14</sup> 静岡新報1940年5月23日、「寺院の集団移転 結局画餅に帰す 第四次会談で漸く意見纏る」

<sup>15</sup> 静岡市役所(1942)、静岡市都市計画復興事業概況、pp.16-17。

<sup>16</sup> 1946年法律第19号

同意を得ないでも編入できるとされた。また、同法廃止と同時に施行された土地区画整理法<sup>17</sup>第 2 条 6 では国公有地以外の土地は編入可能であるとした。この間、宗教団体法によって国有境内地の無償下げ渡しが認められ、宗教政策の上でも同問題は一応の解決をみた。

(本文、1,064 字)

(註、806 字)

---

<sup>17</sup> 1954 年 5 月法律第 119 号